

# 社会福祉法人桜木会

## 一般事業主行動計画

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と家庭生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和5年4月1日 ～ 令和9年3月31日までの4年間

### 2. 内 容

#### ①目標

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員：計画期間中に1人以上取得すること

女性職員：取得率90%以上を継続すること

〈対策〉

- 令和5年4月～ 子を出産した配偶者を持つ男性職員に対し、育児休業取得についての説明を行い、育児休業取得を促進する
- 令和5年9月～ 育児休業の取得促進のため、管理者や育児休業取得希望者に対して外部講師による研修を実施

#### ②目標

地域の子どもの職場見学、職場体験および高校生のインターンシップや職場実習、ボランティアの受け入れを促進し、将来の福祉を担う若者の育成に資するよう努める。

〈対策〉

- 令和5年4月～ 受け入れ体制について検討を開始
- 令和5年7月～ 受け入れを行う各事業所との協議、体制作り
- 令和5年9月～ 関係行政機関、学校との連携
- 令和5年10月～ 事業所見学やインターンシップ等の受け入れ開始